

入院基本料に関する事項

当院の一般病棟では、入院患者さん7人に対して1人以上の看護職員を配置しています。

DPC/PDPS対象病院

当院は、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数及び機能評価係数別表に掲げる病院です。

入院時食事療養に関する事項

当院では、入院時食事療養（I）の届け出をしており、基準を満たした食事を提供しています。また、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については6時以降）、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額について

一般（市民税課税世帯）の方	1食460円
市民税非課税世帯の方	1食210円 (91日目以降は160円)
70歳以上で所得が一定基準以下（低所得者I）	1食100円

※負担額を減額するためには、減額認定証の提示が必要です。

診療明細書の発行に関する事項

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる診療明細書を無料で発行しています。診療明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されており、患者さんの病状や病名なども推測し得るものですので、患者さん及びご家族の方などにつきましてはご理解のほどお願いいたします。

※診療明細書の発行により問題が生じるような場合は事前に医事課13番窓口までお申し付けください。

保険外負担に関する事項①

日常生活上のサービスに係る費用（詳しくは別途院内掲示をご覧ください。）

病衣代（貸出）	1日	54円
病衣代（持ち帰り）	1枚	691円
おむつ（大人用）	1枚	108円
おむつ（乳児用）	1枚	29円
バスタオル（持ち帰り）	1枚	811円
T字帯	1枚	55円
滅菌パット	1枚	42円
尿取りパット	1枚	12円
テレビ	1時間	48円
冷蔵庫	1日	100円
洗濯機	1回	100円
乾燥機（約30分）	1回	100円
理髪代（調髪）	1回	3,000円

文書の発行に係る費用

簡単なもの・・・・・・1,080円

通院期間・医療費などの証明、事務記入のもの

- ・医療費証明書 ・医療費給付金請求書 ・入院期間証明書 ・入院見舞金請求書 など

一般的なもの・・・・・・1,620円

主に医師の記入する普通診断書

- ・普通診断書（治癒証明含） ・健康診断書 ・移動入浴車用診断書 ・身障、福祉施設等入所用診断書
- ・老人デイケア用診断書 ・職業安定所用診断書 ・治療期間見込診断書 ・出生証明書 ・死産証明書
- ・就労可否証明書（職安） など

複雑なもの・・・・・・2,160円

病名・病状経過等の必要なもの

- ・出産手当金支給申請書 ・死亡診断書、死体検案書 ・特別児童扶養手当診断書 ・年金、恩給診断書
- ・児童扶養手当障害認定診断書 ・発病及び初診日に関する証明書 ・受診状況等に関する証明書
- ・身体障害者診断書（意見書） など

院長が別に定めるもの・3,240円

- ・療養担当規則に基づかない診療報酬明細書 ・自賠責明細書 など

特別なもの・・・・・・4,320円

保険給付金を伴う様式 他

- ・生命保険診断書 ・簡易保険診断書 ・自賠責診断書 ・自賠責後遺障害診断書、意見書 など

料金を徴収しないもの・・・・・・0円

原則的に公的機関から求められた診断書等

- ・学校保険法による医療等の状況 ・治療用装具明細書 ・特定疾患個人調査票 ・特定疾患療養費請求書 など

保険外負担に関する事項②

診療録の開示に係る費用

資料コピーの実費として、1枚21円です。なお、画像データが必要な場合には別途、CD代実費（1枚）として1,080円がかかります。

診療報酬上実費徴収が可能なもの

在宅医療に係る交通費として、片道550円をご負担いただいております。（往復の場合は1,100円）

診療行為ではあるが治療ではないもの

ワクチン予防接種は保険外負担となります。一覧は別に院内に掲示していますので、ご参照ください。

保険外併用療養費に関する事項①

選定療養について

差額ベット料

特別室区分 (1日につき/消費税込み)	定員	設備	院内配置 (部屋番号)								合計	
			東3病棟	西3病棟	東4病棟	西4病棟	東5病棟	西5病棟	東6病棟	西6病棟		
特別室A 7,560円	1名	応接セット シャワー	307 311 312 317		417	463 465 466		513 515	567	613 615 616	663 665	16室
特別室B 3,240円	1名	応接セット	318 320		418 420 421	470 471 472		521 522	572 573	622	671 672	15室

保険外併用療養費に関する事項②

紹介状のない外来新患に係る保険外併用療養費

当病院では、初診時に紹介状をお持ちでない患者さんを対象に初診時特定療養費1,080円（消費税込）をお支払いいただいております。

次のような場合は「初診」として取扱い、初診時特定療養費をご負担いただきます。

- (1) 当病院に初めて来院される場合。
- (2) 以前に受診したことはあるが、すでに治療期間が終了（治癒）した後に再び来院される場合。

注：疾患によっては最終来院日より受診間隔があくと、治癒したと判断される場合もあります。

- (3) 患者さんが任意に診療を中止し、あらためて受診される場合。

ただし、次に該当される方には、初診時特定療養費はご負担いたしません。

- (1) 他の保険医療機関などからの紹介状をお持ちいただいた方。
- (2) 今回受診する診療科は初めてだが、別の診療科に通院中の方。
- (3) 救急車などで来院され緊急な診療（急患診療等）を必要とされる方。
- (4) 特定疾患または障害などにより各種公費負担制度を受給されている方。
- (5) 生活保護法による医療扶助の対象となられている方。

長期入院加算料

通算入院期間が180日を超えた日以降の入院料については、一部保険適用外となります。病状や治療内容によっては対象とならない場合もあります。

1日あたり 1,903円（税込）